



徳島県報

発行者 徳島県
発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第631号 令和5年9月29日発行

目 次

【告示】

番 号	表	題	担当課名
443		令和5年度徳島県一般会計補正予算（第3号）の要領を公表する件	財政課
444		都市計画法の規定による工事が完了した件	都市計画課

【公告】

番 号	表	題	担当課名
		徳島県人事行政の運営等の状況	人事課

地方独立行政法人徳島県鳴門病院が実施する一般競争入札公告

医療政策課

【選挙管理委員会告示】

番 号	表	題	担当課名
101		地方自治法の規定による県議会の解散の請求、知事の解職の請求及び主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数を告示する件	
102		地方自治法の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の板野選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の3分の1の数を告示する件	

【選挙管理委員会告示】

番号	表	題	担当課名
103		地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事の選挙権を有する者の総数のうち40万を超える数に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数を告示する件	

【徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示】

番号	表	題	担当課名
4		令和5年10月22日執行予定の参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員補欠選挙における立候補の届出及び立候補の辞退の届出の受付の場所を告示する件	
5		令和5年10月22日執行予定の参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員補欠選挙における立候補の届出の受付の順序を定める方法を告示する件	
6		令和5年10月22日執行予定の参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員補欠選挙における候補者がポスター掲示場にポスターを掲示することができる最初の日を定めた件	
7		令和5年10月22日執行予定の参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員補欠選挙における選挙人名簿の登録について選挙時登録の基準日を定めた件	

【監査委員公表】

番号	表	題	担当課名
10		包括外部監査結果報告に対する措置状況	

徳島県告示第四百四十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第一百十九条第一項の規定により、令和五年九月十四日徳島県議会の議決を経た令和五年度徳島県一般会計補正予算（第三号）の要領を次のとおり公表する。

令和五年九月二十九日

徳島県知事　後藤田　正純

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県経営戦略部財政課、県庁ふれあいセンター及び県民センターに備え置いて、公衆の縦覧に供する。）

徳島県告示第四百四十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第四号）第二十六条第三項の規定により、次のとおり工事が完了したことを公告する。

令和五年九月二十九日

徳島県知事 後藤田正純

開発区域又は工区に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた者 住 所 氏 名
小松島市中田町字蛭子ノ本八〇番一、八一 番一、八一番二、八一番四、八一番五及び 八二番一	徳島市八万町新貝一一一 番地の八 株式会社出口不動産
吉野川市鴨島町知恵島字千田須賀東九一二 番及び番外二九番一	徳島市八丁目五五 同 昭和町八丁目五五 番地
同 上下島字中ノ丁三三一一番五	吉野川市川島町桑村六四 岡田 拓也 二番地一 有限会社優企画
名西郡石井町高川原字南島三三八番一一及 び三三八番一五並びに三三八番一四の一部	名西郡石井町高川原字南 島三三八番地九 山口 智広
同 字市樂五二七番一	徳島市国府町中字松ノ本 池三二番地一 二八番一 ン 社会福祉法人カリヨ
板野郡北島町中村字蛇池三七番一	板野郡北島町江尻字妙蛇 株式会社渡辺建設
同 字江口一六番一	同 中村字江口 一三番地 高畠 勝

公 告

県民の皆様に徳島県の人事行政の運営等の状況を知つていただくため、その内容について次のとおりお知らせします。

(「次のとおり」は省略し、その関係書類は県庁ふれあいセンターに備え置いて縦覧に供します。)

令和五年九月二十九日

徳島県知事　後藤田　正純

公 告

地方独立行政法人徳島県鳴門病院から依頼があつたので、次のとおり公告する。

令和五年九月二十九日

地方独立行政法人徳島県鳴門病院 德島県知事 後藤田 正純

「徳島県鳴門病院災害対策施設（ヘリポート）整備」について次のとおり一般競争入札に付するので、公告する。

令和五年九月二十九日

地方独立行政法人徳島県鳴門病院 理事長 森 裕二

一 入札に付する事項

1 業務名

徳島県鳴門病院災害対策施設（ヘリポート）整備

2 業務内容

徳島県鳴門病院災害対策施設（ヘリポート）整備工事図面（共通図〇〇一、意匠図〇〇一～〇五五、構造図（ヘリポート棟）〇〇一～〇二〇、構造図（ブリッジ棟）〇〇一～〇二五、電気設備図〇〇一～〇七二、機械設備図〇〇一～〇一九）及び工事内訳書に基づき、工事を行うこと。なお、本件落札後において発注者より工事内容の変更等の要望があつた場合は、誠意をもつて対応すること。

※図面及び内訳書等は三に示す場所及び期間にて配布する。

3 業務期限

令和六年十一月三十日（土曜日）まで。なお、発注者より工程案を三に示す場所及び期間にて配布する。

4 業務場所

地方独立行政法人徳島県鳴門病院

二 入札に参加する者に必要な資格

次の条件を全て満たす者であること。

(一) 地方独立行政法人徳島県鳴門病院会計規程実施規程（契約関係）（以下「会計規程実施規程」という。）に規定する徳島県の入札参加資格名簿に登載されている者又は会計規程実施規程第七条第二項の規定により新たに資格審査を受けて参加が認められた者であること。

(二) 会計規程実施規程第八条の規定に該当しない者であること。

(三) 入札しようとする者が、仕様書に示した要件、資格事項等に適合するものであることを証明する書類（以下「応札仕様書」という。）等を法人の指定する様式により、五の2に示す提出期限までに提出し、審査の結果「適合」と認められた者であること。

(四) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七条）第二条第二号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）若しくは暴力団員（同条第六号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）に該当すると認められる者又は暴力団員若しくは暴力団員と密接な関係を有する者と認められる者でないこと。

三 仕様書、入札説明書等に関する事項

1 交付場所

郵便番号 七七二一八五〇三

徳島県鳴門市撫養町黒崎字小谷三二番

地方独立行政法人徳島県鳴門病院 施設整備企画課

電話番号 ○八八一六八三一〇〇一一

ファクシミリ番号 ○八八一六八三一八六〇

電子メールアドレス shisetsu@naruto-hsp.jp

2 交付期間

令和五年九月二十九日（金曜日）から同年十月十三日（金曜日）までの土日及び国民の祝日を除く午前九時から午後四時まで。

四 問合せ等について

1 問合せ先

徳島県鳴門市撫養町黒崎字小谷三二番

地方独立行政法人徳島県鳴門病院 施設整備企画課

電話番号 ○八八一六八三一〇〇一一

ファクシミリ番号 ○八八一六八三一八六〇

電子メールアドレス shisetsu@naruto-hsp.jp

2 問合せの方法及び受付期間

問合せについては、ファクシミリ又は電子メールによるものとする。なお、期間については令和五年九月二十九日（金曜日）から同年十月二十七日（金曜日）までの土日及び国民の祝日を除く午前九時から午後四時までとする。これ以降の問合せについては回答できない場合がある。ただし、入札説明書の別添「入札に関する質問書の提出期限は令和五年十月二十日（金曜日）の午後四時までとする。

五 応札仕様書等について

1 本件入札に参加しようとする者は、応札仕様書を発注者の指定する様式により作成し、期限までに、様式に記入した規格の根拠となる書類等（パンフレット等）とともに提出しなければならない。応札仕様書等の内容を審査した結果、採用し得ると判断し「適合」とされた応札仕様書等を提出した者に限り、入札落札決定の対象とする。なお、法人から応札仕様書等に関し、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

2 応札仕様書等の提出期限、提出場所及び方法

(一) 提出期限

令和五年十月二十七日（金曜日）午後四時

(二) 提出場所

徳島県鳴門市撫養町黒崎字小谷三二番

地方独立行政法人徳島県鳴門病院 施設整備企画課

(三) 提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合は、書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。）

六 入札手続等について

1 入札及び開札執行の日時及び場所並びに入札書の提出方法

(一) 日時

令和五年十一月二日（木曜日）午前十時

(二) 場所

徳島県鳴門市撫養町黒崎字小谷三二番

地方独立行政法人徳島県鳴門病院三階会議室

(三) 入札書の提出方法

直接持参又は郵送（郵送による場合には、書留郵便とし、提出期限までに必着のこと。）

2 郵送による場合の入札書の提出期限、宛先及び郵送方法

(一) 提出期限

令和五年十一月一日（水曜日）午後五時必着

(二) 宛先

郵便番号 七七二・八五〇三

徳島県鳴門市撫養町黒崎字小谷三二番

地方独立行政法人徳島県鳴門病院 施設整備企画課

(三) 郵送方法

二重封筒とし、入札書を中封筒に入れて密封した上で、当該中封筒の表面には直接持参する場合と同様に入札者名を明記し、外封筒の表面には「○○の入札書在中」の旨を朱書きしなければならない。

3 入札の方法等

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額を契約希望金額（消費税法及び地方税法に則った消費税等は含まない。）として落札する。ただし、入札執行者は、契約金額の支払いの際に記契約希望金額に消費税等を加算した金額をもつて支払う旨（公租公課の増減が生じた場合も同様とする。）を、契約書に明記するものとする。

4 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

5 入札保証金

免除

6 契約保証金

会計規程実施規程第三十六条第一項に規定するとおりとする。ただし、会計規程実施規程第三十九条第一項に規定するいづれかに該当する者は、契約保証金の全額又は一部を免除とする。

7 入札の無効

次の各号のいづれかに該当する場合は、その入札は無効とする。

(一) 入札者が同一事項に対し、二以上の入札をしたとき。

入札者が他人の代理をし、又は代理人が他人の代理を兼ねたとき。

入札保証金を免除した場合を除き、その全部又は一部が納付されていないとき。

入札に関し談合等の不正行為があつたとき。

入札書に記名押印がないとき。

(六) 入札書の記載事項の確認ができないとき。

入札参加資格を有しない者が入札をしたとき。

(七) 入札又は開札の中止

その他契約責任者があらかじめ指定した事項に違反したときは、天災その他やむを得ない理由により、入札又は開札を行うことができないときは、これを中止する。この中止による損害は、入札者の負担とする。

9 落札者の決定方法

有効な入札書を提出し、かつ、五の応札仕様書等の審査によつて適切と認められた入札者であつて、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を提示した者を落札者とする。

10 落札の無効

(一) 落札者は、落札決定の通知を受けた後、法人が定めた期間内に契約を締結しなければならない。この期間に落札者が契約の締結をしないときは、その者の落札は効力を失うものとする。

(二) 落札者となつた者が、契約締結日までに徳島県建設工事等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置を受けた場合、その者とは契約を締結しない。

11 契約書作成の要否

要

詳細は仕様書、入札説明書等による。

12 その他

徳島県選挙管理委員会告示第百一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十六条第一項の規定による県議会の解散の請求、同法第八十一条第一項の規定による知事の解職の請求及び同法第八十六条第一項の規定による主要公務員の解職の請求をする場合の県議会議員及び知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和五年九月二十九日

徳島県選挙管理委員会委員長 中田五郎

一六八、四七九人

徳島県選挙管理委員会告示第百一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第八十条第一項の規定による県議会議員の解職の請求をする場合の板野選挙区における県議会議員の選挙権を有する者の三分の一の数は、次のとおりである。

令和五年九月二十九日

徳島県選挙管理委員会委員長 中田丑五郎

板 野	選 挙 区 名	数
		一七、一七〇人

徳島県選挙管理委員会告示第百三三号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和二十一年法律第二百六十一号）第八条第一項の規定による県教育委員会の教育長又は委員の解職の請求をする場合の知事の選挙権を有する者の総数のうち四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数は、次のとおりである。

令和五年九月二十九日

一六八、四七九人 徳島県選挙管理委員会委員長 中田丑五郎

徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第4号

令和5年10月22日執行予定の参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員補欠選挙における立候補の届出及び立候補の辞退の届出の受付は、次に掲げる場所において行う。

令和5年9月29日

徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長

中田 丑五郎

1 選挙の期日の告示の日の午前8時30分から午前10時まで

徳島県徳島市万代町三丁目5番地1 徳島グランヴィリオホテル 福寿

2 選挙の期日の告示の日の午前10時から午後5時まで

徳島県徳島市万代町一丁目1番地 徳島県庁 徳島県選挙管理委員会委員室

徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第5号

令和5年10月22日執行予定の参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員補欠選挙における立候補の届出の受付は、選挙の期日の告示の日の午前8時30分現在において、徳島県徳島市万代町三丁目5番地1徳島グランヴィリオホテル福寿に到着している者に限り、くじでその順序を定める。

令和5年9月29日

徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長

中田 丑五郎

徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第6号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第5項の規定に基づき、令和5年10月22日執行予定の参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員補欠選挙における候補者が同条第1項のポスター掲示場に同法第143条第1項第4号の3及び第5号のポスターを掲示することができる最初の日を次のとおり定めた。

令和5年9月29日

徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長

中田 丑五郎

令和5年10月5日

徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会告示第7号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第14条第2項の規定により、令和5年10月22日執行予定の参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員補欠選挙における選挙人名簿の登録について公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項に規定する選挙時登録の基準日を次のとおり定めた。

令和5年9月29日

徳島県及び高知県参議院合同選挙区選挙管理委員会委員長

中田 丑五郎

令和5年10月4日。ただし、年齢については、令和5年10月22日。

徳島県監査委員公表第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の38第6項の規定に基づき、徳島県知事等から包括外部監査結果報告に対して講じた措置についての通知があったので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和5年9月29日

徳島県監査委員	岡鹿大井立	崎山寺下川	悦公健泰了	夫弘司憲大
同	同	同	同	
同	同	同	同	
同	同	同	同	

令和4年度包括外部監査結果報告に対して講じた措置
監査テーマ：環境政策に関する事務の執行について

I 個別の事業に対する監査の結果・意見

報告書ページ	項目	指摘及び意見	講じた措置等	措置状況
19-20	水素エネルギー「新時代」展開加速事業	水素エネルギー普及啓発用パンフレット作成業務について	見積合わせの方法により委託契約先を決定するに際して、指名すべき者の数が県の定めた指名業者の選定基準を下回っている事例がみられた。委託契約先の選定にあたり見積合わせを行う際は、指名すべき者の数について県の基準を遵守すべきであり、見積徴収の決裁の際には指名すべき者の数の確認を徹底すべきである。(指摘1)	令和5年3月に「随意契約に関するチェックリスト」を作成し、指名すべき者の数について複数名で確認することとし、チェック体制を強化した。 (グリーン社会推進課脱炭素推進室)
		委託契約先の選定にあたり見積合わせの過程で指名すべき者の数が県の定めた指名業者の選定基準を下回る状況であったにもかかわらず、事後的な書類の調製によって基準違反がなかったかのごとく処理された事例がみられた。基準に反する状況が是正不可能な段階においては、違反が発生したことを前提に対処すべきであり、事後的な書類の調製により違反がなかったかのように取り繕うべきではない。(指摘2)	令和5年3月に「随意契約に関するチェックリスト」を作成し、確認不足による事務処理の不手際が生じないよう、複数名で確認することとし、チェック体制を強化した。 (グリーン社会推進課脱炭素推進室)	措置済み

			るとはいえないため、今後は不備が判明した時点で必要な是正を求ることとする。 令和5年7月28日開催の会計事務実務担当者研修会で適正な事務処理方法について周知を行った。また「ここがポイント会計事務【歳出】」において、チェック項目を設けた。 (会計課)	
21	四国自然・水素ビジネスセミナー等運営業務について	見積合わせの方法により委託契約先を決定するにあたり、見積徴収業者を選定する際は、新規参入の余地を広く確保するため、過去に県との業務実績があることを過度に評価すべきではない。(意見1)	令和5年度以降に見積徴収業者を選定する際は、新規参入の余地を広く確保するため、原則、過去に県との業務実績があることのみをもって見積徴収業者として選定することがないよう、事業の目的・規模・内容を鑑み、事業者の遂行能力・執行体制などを評価した上で見積徴収業者を選定することとした。 (グリーン社会推進課脱炭素推進室)	措置済み
21-22		見積合わせの方法により委託契約先を決定するにあたり、見積徴収業者を選定する際は、県において把握可能な見積徴収業者同士の資本関係をも考慮し、県の定めた指名業者の選定基準の求める競争性の確保を実質的に実現できるよう努めるべきである。(意見2)	令和5年度以降に見積徴収業者を選定する際は、県において把握可能な見積徴収業者同士の資本関係をも考慮し、県の定めた指名業者の選定基準の求める競争性を確保するため、可能な限りホームページ等で情報収集に努めることとした。 (グリーン社会推進課脱炭素推進室)	措置済み
22	水素フォーラム等実施運営業務について	予定価格が10万円以上の契約における1者随意契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号から第9号に準じると認められる理由がある場合に限られるが、当該理由がないにもかかわらず1者随意契約が行われた事例がみられた。 1者随意契約は例外的な契約方法であることから、予定価格が10万円以上の契約における1者随意契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号から第9号に準じると認められる理由があるかどうかを十分に検討したうえで行うべきである。(指摘3)	令和5年度以降、予定価格が10万円以上の契約においては、原則入札(見積り合わせ)により実施し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号から第9号に準じると認められる理由のある場合のみ1者随意契約により行うとともに、1者随意契約とする場合は、その理由を見積徴収同等に詳細に記載することとした (グリーン社会推進課脱炭素推進室)	措置済み
23	空港水素エネルギー普及啓発業務について	見積合わせの方法により委託契約先を決定するにあたり、見積徴収業者を選定する際は、新規参入の余地を広く確保するため、過去に県との業務実績があることを過度に評価すべきではない。(意見1・再掲)	令和5年度以降に見積徴収業者を選定する際は、新規参入の余地を広く確保するため、原則、過去に県との業務実績があることのみをもって見積徴収業者として選定することがないよう、事業の目的・規模・内容を鑑み、事業者の遂行能力・執行体制などを評価した上で見積徴収業者を選定することとした。 (グリーン社会推進課脱炭素推進室)	措置済み
23-24	水素グリッド・アクションプラン策定業務について	プロポーザル方式による募集を行う場合には、スケジュールに十分な期間を設けるとともに、参加資格を制限するような要件を排除し、十分な数の応募者が参加するような方法で実施すべきである。(意見3)	参加資格については、管財課に登録された業者を条件にすることで、審査の事務の効率化を図ることができる。令和5年度以降にプロポーザル方式による募集を行う場合は、管財課の「公募型プロポーザル方式のフロー例」等を参考に十分	措置済み

			な期間を設けることで、十分な数の応募者が参加できるよう実施する。 (グリーン社会推進課脱炭素推進室)	
24-25	燃料電池バスの運行を契機とした水素普及について	分割可能な業務について1者随意契約を締結する場合は、1者随意契約の対象とする業務は必要最小限の部分に限るべきである。(意見4)	本業務は、燃料電池バスの運行と一体となった効果的な普及啓発を行うことが必要であり、分割することは難しい側面もあるが、令和5年度以降、1者随意契約の対象とする業務は可能な限り、必要最小限の部分に限ることとした。 (グリーン社会推進課脱炭素推進室)	措置済み
25		1者随意契約においては、同じ目的を達成できる他の方法の有無や価格の妥当性について十分に検討すべきである。(意見5)	目的を達成できる他の方法の有無や価格の妥当性については、過去に行った広告事業を踏まえ、十分に検討した上で、今後とも事業を実施する。 (グリーン社会推進課脱炭素推進室)	措置済み
25-26	水素エネルギー普及啓発等業務	プロポーザル方式による募集を行う場合には、企画提案部分等プロポーザル方式による募集に適した部分に限定すべきであり、純粋な価格競争になじむ部分まで含めるべきではない。(意見6)	令和5年度以降にプロポーザル方式による募集を行う場合は、純粋な価格競争になじむ部分は、価格競争を行うなど、プロポーザル方式による募集を行う業務が分割可能か確認し、適正に対応することとした。 (グリーン社会推進課脱炭素推進室)	措置済み
26		プロポーザル方式による募集を行う場合には、スケジュールに十分な期間を設けるとともに、参加資格を制限するような要件を排除し、十分な数の応募者が参加するような方法で実施すべきである。(意見3・再掲)	参加資格については、管財課に登録された業者を条件にすることで、審査の事務の効率化を図ることができる。令和5年度以降にプロポーザル方式による募集を行う場合は、管財課の「公募型プロポーザル方式のフロー例」等を参考に十分な期間を設けることで、十分な数の応募者が参加できるよう実施する。 (グリーン社会推進課脱炭素推進室)	措置済み
26-27	水素エネルギー「新時代」展開加速事業全体について	水素エネルギー「新時代」展開加速事業自体は令和3年度で終了しているが、事業の目的が普及啓発に留まるものか、より実践的な技術開発等まで目的とするか判然としなかった。今後、水素エネルギー関連の事業を展開するにあたっては、事業目的に関し、「普及・啓発」と「技術開発や整備の推進」とを区別したうえで、それぞれが適切な予算となるように配分することが望ましい。(意見7)	令和4年度の事業については、水素エネルギーの広報等を行う「普及啓発」と、燃料電池自動車の購入に対する補助を行う「整備の促進」に区分し、予算計上を行った。 (グリーン社会推進課脱炭素推進室)	措置済み
33	魚づくり革命・もうかる養殖魚創出事業 養殖藻類（ワカメ）施肥試験の実施に係る調整業務について	分割可能な業務について1者随意契約を締結する場合は、1者随意契約の対象とする業務は必要最小限の部分に限るべきである。(意見4・再掲)	令和5年度は、「海況、利用状況、設置時期に応じた適切な施肥材の供給方法の検討」を行うこととしており、これまで委託していたものを、県が試験研究として取り組み、物品購入を含め県で執行するものと改めた。 今後とも、契約については地方自治法施行令第167条の	措置中

			2第1項第2号から第9号に該当すると認められる理由のある場合のみ1者随意契約により行うとともに、必要性の部分を十分検討することとする。 (水産振興課)	
33-34		委託先が再委託を行う場合には事前に書面による承諾を要するとの規定がある委託契約において、事業の一部が委託先から第三者に再委託されているものの、再委託にあたり書面による承諾を受けていない事例がみられた。委託契約に違反する方法で再委託が行われた場合には、委託先に対して指導その他の適切な対応を行るべきである。(指摘4)	令和4年度事業から、契約締結の際に委託先に対し、業務の一部について再委託を行おうとする場合には、書面による県の承諾が必要であることを周知し、漏れがないよう努めている。 このことにより、再委託の場合には、委託先から関係書類の提出を受け、事前に書面による承諾を行っている。 (水産振興課)	措置済み
「緩和」×「適応」で挑む気候変動対策推進事業				
36-37	気候変動適応情報収集・普及啓発事業(委託料)について	1者随意契約による場合、委託契約時における委託料の適正さや業務完了報告時の検査は、より慎重になされるべきである。委託契約にあたっては、完了時の委託料の精算や返納の条項を付し、事後的にも委託料の適正を確保できる契約条件が望ましい。(意見8)	令和5年度以降の委託契約においては、より委託料の適正さを確保できるよう、これまで以上に完了時の確認検査を詳細に実施することとした。 一方、返納等の条項については、意見を受け検討を行ったが、一者随意契約において契約金額からの増額は困難であり、委託先の経営努力を認めないこととなる可能性もあることなどから、今後、統一的に契約に付すような取扱はしないこととした。 (グリーン社会推進課)	措置済み
37		委託契約の業務完了報告時の検査において報告された経費の内容を検査するにあたっては、支出を証明する資料の提出を求めるなど、報告内容が適切であるかを十分に検討すべきである。(意見9)	委託先に支出を証明する資料の提出を求め、「委託契約チェックリスト」により点検を行い、検査の実施状況が事後的に確認できる記録を令和5年7月に作成・保管した。 併せて、今後、業務完了報告時の検査にあたっては、資料の提出を求め、報告内容が適切であるか十分に確認を行うことを周知徹底した。 (グリーン社会推進課)	措置済み
37-38	C O 2 C O 2 エコクレジット活用事業について	性質又は目的が競争入札に適しないことを理由として1者随意契約を締結する場合には、他の業者では履行が本当に不可能なものであるかどうか、十分に検討を行るべきである。(意見10)	令和5年度以降の委託契約については、「随意契約ガイドライン」に基づき、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するか十分に検討を行うとともに、1者随意契約とする場合は、その理由を見積徴収伺等に詳細に記載することとした。 (グリーン社会推進課)	措置済み
38-39		1者随意契約を予定する受託予定先から見積りを徴収する際に、経緯や見積書の記載等からして受託予定者に予定額を察知されていることがうかがわれる場合には、受託予定者から予定額に近づけた見積書が提出される可能性がある	令和5年度以降の同様の事務処理については、見積徴収時に予定額を察知されないよう取り扱いに注意するとともに、金額だけでなく、内容についても十分精査することとした。	措置済み

		るため、単に予定額を下回ることのみを理由として見積額を適正と認めるべきではなく、見積内容についても詳細に検討した上で見積額の適正さを判断すべきである。(意見11)	(グリーン社会推進課)	
39-40		CO2CO2エコクレジット活用事業については、現状の仕様のままで温室効果ガスの削減施策や地域の資金循環施策としての有効性は乏しいと考える。普及啓発としての側面に重きを置いて取引の仕組みを大幅に簡素化するか、反対に実際の温室効果ガスの排出量取引に近づけるかするなど、事業目的とそれに応じた運用を再検討されたい。(意見12)	ご意見を参考に、普及啓発としての側面に重きを置き、本事業の目的である温室効果ガスの削減に取り組むこととした。	措置済み
「気候危機」を迎え撃つ！県民運動推進事業				(グリーン社会推進課)
42	令和3年度とくしま環境首都学校講座実施業務について	完了報告を書面で受けすこととされている委託契約について、完了報告にあたって委託先から提出された書面が適切に保管されていない事例がみられた。そのような書面は、事業の記録と合わせて適切に保管されたい。(指摘5)	指摘のあった書面については、令和5年3月に委託業務完了報告書と同じ綴りに保管した。併せて、今後とも書面については適切に保管することを周知徹底した。	措置済み
42-43		経費の報告内容に関する支出を証明する資料を提出することとされている委託契約においては当該資料を確認しなければならないところ、確認が実施されていない委託契約があった。確認未了のものについては、速やかに資料提供を求め、検査を実施されたい。(指摘6)	委託先に支出を証明する資料の提出を求め、「委託契約チェックリスト」により点検を行い、検査の実施状況が事後的に確認できる記録を令和5年7月に作成・保管した。併せて今後とも、検査するにあたっては、資料の提出を求め報告内容が適切であるか十分に確認を行うことを周知徹底した。	措置済み
43		委託契約の仕様書において支出が見込まれる費目を「業務内容」の項に記載することは適当でなく、支出が見込まれる費目の記載を削除するか、支出が見込まれる費目を記載する場合には委託料の支出などに関する別の項で記載することが適当である。(意見13)	令和5年度の当該契約について、仕様書の「業務内容」の項には委託業務内容を具体的に記載し、支出が見込まれる費目を記載しないこととした。	措置済み
環境首都とくしま創造センター運営事業				
51-52	徳島県危機管理環境部グリーン社会推進課（分室）消防用設備等点検業務について	決裁文書への見積金額の転記誤りがある事例がみられた。見積合わせの方法による委託契約先の選定において決裁文書中の金額欄の記載は性質上極めて重要なものであるから、このような誤りがないよう細心の注意を払うべきである。(指摘7)	令和5年度以降、決裁文書への見積金額の記載は性質上極めて重要であるという認識の下、細心の注意を払い適切な記載を徹底するとともに、文書作成時に「随意契約に関するチェックリスト」により点検を行うこととした。	措置済み
52-54	令和3年度徳島	指名競争入札において入札の際に配布される入札書記載	指名競争入札において、代表者本人と代理人の双方の場合	措置済み

	県危機管理環境部グリーン社会推進課（分室）清掃業務について	例の「代表者本人が入札するとき」の例における「¥マークを付すこと」との記載には、「代理人が入札するとき」の例における記載とは異なり「(¥マークが)無い場合には無効」との注記がない。双方の場合で異なる取り扱いとならないよう（そのように曲解されないよう）に、「代表者本人が入札するとき」の例における「¥マークを付すこと」との記載にも「無い場合は無効」との注記を付加すべきである。（意見14）	で異なる取り扱いとならないよう、入札の際に「¥マークが無い場合は無効」となるよう、令和5年7月に入札書記載例の標記内容を統一した。併せて今後の取り扱いについて遺漏のないよう周知徹底した。	
54-56	令和3年度環境学講座等実施業務について	令和3年度環境学講座等実施業務において、委託先である環境首都とくしま創造センターから提出された完了報告時の経費として計上された「県派遣職員共済費等」の額は見積時の金額と異なるが、その相違について合理的な理由は見当たらなかった。同センターに派遣された県職員は、本事業のほかにも県からの複数の委託事業に従事したが、委託先において複数の委託事業間で恣意的な経費（人件費）の計上がなされると、各事業の委託契約時における委託料の算出根拠が曖昧となり、また、完了報告時の委託料の精算や余剰金の返納が不正確なものとなるものであり、不適切である。 経費を精査すべき委託契約（特に、支払を受けた委託料に余剰金が生じたときは返納する旨の条項がある委託契約）において、当該委託業務以外の業務をも兼務する者に係る人件費が計上されている場合、その者に係る人件費は当該委託事業のほか他の業務にも配分されるべきものであり、当該事業への配分が業務量や人件費以外の委託費用に応じて按分するなどの合理的基準により行われているかどうかについて確認を行うべきである。また、按分対象の人件費に関し、見積額と経費報告における計上額とで一定額の開きが生じている場合には、その理由を調査・確認するなど、適切な処理がなされているかについて十分な検査を実施すべきである。（指摘8）	環境首都とくしま創造センターに派遣されている県職員の人事費については、従事している複数の委託事業の委託費用や業務時間等に応じて按分されていることを令和5年3月に確認した。併せて、今後、見積額と経費報告における計上額とで5割以上の開きが生じている場合には、調査・確認を徹底するなど十分な検査を実施するよう、周知徹底した。	措置済み
56		支払を受けた委託料に余剰金が生じたときは返納する旨の条項がある委託契約については、経費の使途は十分に精査すべきである。精査にあたっては、支出に関する領収証等を確認するとともに、確認をした資料や経過、結果を記録するべきである。（意見15）	委託先の支出に関する領収証等の確認を行うとともに、「委託契約チェックリスト」により点検を行い、確認の実施状況が事後的に確認できる記録を令和5年7月に作成・保管した。併せて、今後検査するにあたっては、領収証等を確認し、経費の使途が適切であるか十分に確認するよう周知徹底した。 (グリーン社会推進課)	措置済み
58	「拡がる」環境活動普及啓発事業	完了報告を書面で受けることとされている委託契約について、完了報告にあたって委託先から提出された書面が適	ご指摘のあった委託料の明細については、令和5年3月に委託業務完了報告書と同じ綴りに保管した。併せて、今後と	措置済み

	業（委託料）について	切に保管されていない事例がみられた。そのような書面は、事業の記録と合わせて適切に保管されたい。（指摘5・再掲）	も書面については適切に保管することを周知徹底した。 (グリーン社会推進課)	
58-59		経費の報告内容に関する支出を証明する資料を提出することとされている委託契約においては当該資料を確認しなければならないところ、確認が実施されていない委託契約があった。確認未了のものについては、速やかに資料提供を求め、検査を実施されたい。（指摘6・再掲）	委託先に支出を証明する資料の提出を求め、「委託契約チェックリスト」により点検を行い、検査の実施状況が事後的に確認できる記録を令和5年7月に作成・保管した。今後、検査にあたっては、資料の提出を求め報告内容が適切であるか十分に確認を行うよう、併せて周知徹底した。 (グリーン社会推進課)	措置済み
59-60		環境首都とくしま創造センターとの間の複数の委託事業に関し、事業の重複がないか、経費の重複がないか改めて精査すべきである。 事業の重複がある場合、事業の整理・合理化を進める必要がある。 経費の重複（委託料の余剰）が認められた場合、委託契約上余剰金の返納が約されている事業は当然のこと、その他の事業についても返納を求めるなどの適切な対応をすべきである。（指摘9）	環境首都とくしま創造センターに対する複数の委託事業に関し、事業・経費の重複がないことを令和5年7月に確認した。併せて、今後、事業の整理・合理化は引き続き検討するとともに、万一、重複がある場合は、余剰金の返納を求めるなど適切な対応をとるよう周知徹底した。 (グリーン社会推進課)	措置済み
	地球にやさしい環境県民運動推進事業			
62-63	とくしま環境県民会議負担金について	とくしま環境県民会議については、県が実施する他の事業（主には普及啓発活動）との重複がないかなどを事業の効率性、経済性の観点から見直したうえで、同会議における収支の適否、同会議に対する負担金の支出や金額、その他の県による事業執行について検討を要する。（意見16）	とくしま環境県民会議の事業については、県民・事業者・行政の各主体の共同により、幅広い分野で各種環境活動の取組みを推進しているところであり、県の事業と重複がないかなどの点検を令和5年度に行うこととした。 (グリーン社会推進課)	措置予定
63-64		とくしま環境県民会議の事業のうち、とくしま環境県民会議から環境首都とくしま創造センターへの委託事業については、同センターにおいて委託終了時に余剰が発生している年度が複数あったことからして、委託金額は適正な金額とはいがたい。県は同会議の収入の大部分を負担していることから、今後、適正な金額で委託契約を行わせるべきである。（意見17）	とくしま環境県民会議の事業計画書の内容を精査し、委託金額が適正であるとを判断するとともに、事後的に適正さを確認できる記録を令和5年7月に作成・保管した。併せて、今後、委託金額が適正であるか十分に確認を行うように周知徹底した。 (グリーン社会推進課)	措置済み
64		とくしま環境県民会議は県職員が事務局を務め、環境首都とくしま創造センターは県派遣職員が事務局長を務めているところ、同会議に関しては県以外の自治体等からも資金拠出を受けていることから、同会議、同センター間の契約にあたっては適正な契約となることがより強く求められる。県として、両団体間の契約が適正な契約となるように対応すべきである。（意見18）	とくしま環境県民会議、環境首都とくしま創造センター間の契約については、委託事業が適正に実施されたかについて、事後確認を行うとともに、事後的に適正さを確認できる記録を令和5年7月に作成・保管した。併せて、今後、両団体間の契約が適正な契約となるよう十分に確認を行うよう周知徹底した。 (グリーン社会推進課)	措置済み

64-65		とくしま環境県民会議については、収支の適否や県の負担金額の相当性を検討する前提として同会議の活動実態を十分に収集・把握すべきであり、収集・把握した情報は県においても適切に保管すべきである。(意見 19)	とくしま環境県民会議の活動実態について十分に把握するとともに、収集・把握した情報は県においても令和 5 年 7 月に適切に保管した。 (グリーン社会推進課)	措置済み
67	ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）の啓発活動事業			
67	ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）の啓発活動事業について	ゼロ予算事業（予算を伴わない事業）においてファイル等の記録が残っていない状況や資料が分散して把握困難となっている状況が確認されたが、事業の効率性、効果などの評価・検証の必要性は予算の伴う事業と変わりない。そこで、ゼロ予算事業においても、予算を伴う事業同様、事業の進捗状況を管理し、事後的な監査が実施できる程度に整理された活動内容の記録を残すべきである。(意見 20)	令和 5 年 3 月に令和 4 年度の啓発活動事業の記録をファイルに保管して、事業の進捗状況を整理した。また、令和 5 年度以降も同様に実施する。 (グリーン社会推進課脱炭素推進室)	措置済み
68		ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス（ZEH）等の啓発については、他の予算を伴う事業（令和 3 年度においては「ゼロカーボンシティ推進事業補助金」事業）へも影響するものであるから、予算確保の要否も含め、事業内容を全般的に見直し、積極的な取組がなされるべきである。(意見 21)	ZEH 事業の普及啓発の事業化予算も含めて事業全体を令和 3 年度に見直し、令和 4 年度においては、ZEH 補助金制度の相談窓口を県主催イベント等において連携し設置するなど、効果的かつ効率的な事業執行を行った。 その結果、令和 5 年度 6 月補正予算において、令和 4 年度までの国補助事業の県上乗せ補助事業から、県単独補助事業として再構築するとともに、環境省交付金を活用して予算規模を 1 億円とするなど大幅に拡充しており、多くの県民の皆様に活用いただけるよう、ハウスメーカー等への制度説明の実施や県広報紙での PR など、更なる普及啓発を実施している。 (グリーン社会推進課脱炭素推進室)	措置済み
70	'とくしまエコパートナー'事業者・団体任命推進事業			
70	'とくしまエコパートナー'事業者・団体任命推進事業について	'とくしまエコパートナー'事業者・団体任命推進事業については、令和 3 年度においてとくしまエコパートナー締結企業・団体数の増加という点で成果はなく、増加のための活動実態があったかも判然としない。同数は、基本計画における環境指標の一つであり、現時点で未達成であるから、事業内容を見直し、積極的な取組がなされるべきである。(意見 22)	本県では、「徳島県脱炭素社会の実現に向けた気候変動対策推進条例」において基本理念として掲げる「県民総活躍」を具現化するため、気候変動対策の推進について県と連携して取り組んでいただける企業等を募集し、「とくしまエコパートナー協定」を締結している。 環境基本計画の環境指標の達成に向け、とくしまエコパートナー制度について多くの事業者等に知りていただけるよう、令和 5 年度は効果的な手法を用いて積極的に周知を図る。 (グリーン社会推進課)	措置予定
72-73	新しい未来へ！徳島がはじめる S D G s 実践プロジェクト（うち 多様な主体と繋がる・広げる「エシカル消費」）			
72-73	R 3 とくしま	プロポーザル方式による募集を行う場合には、スケジュ	参加資格については、管財課に登録された業者を条件にす	措置済み

	S D G s シンポジウム開催等委託業務について	ールに十分な期間を設けるとともに、参加資格を制限するような要件を排除し、十分な数の応募者が参加するような方法で実施すべきである。(意見 3・再掲)	ることで、審査の事務の効率化を図ることができる。令和5年度以降にプロポーザル方式による募集を行う場合は、管財課の「公募型プロポーザル方式のフロー例」等を参考に十分な期間を設けることで、十分な数の応募者が参加できるよう実施する。 (消費者政策課)	
73-74	R 3 S N S を活用した「エシカル消費」普及啓発キャンペーン企画運営業務について	プロポーザル方式による募集を行う場合には、スケジュールに十分な期間を設けるとともに、参加資格を制限するような要件を排除し、十分な数の応募者が参加するような方法で実施すべきである。(意見 3・再掲)	参加資格については、管財課に登録された業者を条件にすることで、審査の事務の効率化を図ることができる。令和5年度以降にプロポーザル方式による募集を行う場合は、管財課の「公募型プロポーザル方式のフロー例」等を参考に十分な期間を設けることで、十分な数の応募者が参加できるよう実施する。 (消費者政策課)	措置済み
74		完了報告に際し事業費精算書を提出することが定められている委託契約において、事業費精算書が提出されていない事例がみられた。そのような委託契約においては、事業費精算書の提出を求め、その検査を実施すべきである。また、完了検査を実施した際は、実施状況を事後的に確認できる記録を残すべきである。(指摘 10)	令和5年度以降の完了報告に際し事業費精算書を提出することを定める委託契約においては、事業費精算書の提出を求め検査を適切に実施するとともに、完了検査の実施時は、実施状況を事後的に確認できる記録を残すこととした。 (消費者政策課)	措置済み
74-75	エシカル消費の普及に係る啓発品の購入について	予定価格が10万円以上の契約における1者随意契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号から第9号に準じると認められる理由がある場合に限られるが、当該理由がないにもかかわらず1者随意契約が行われた事例がみられた。 1者随意契約は例外的な契約方法であることから、予定価格が10万円以上の契約における1者随意契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号から第9号に準じると認められる理由があるかどうかを十分に検討したうえで行うべきである。(指摘 3・再掲)	予定価格が10万円以上の契約においては、原則入札(見積り合わせ)により実施し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号から第9号に準じると認められる理由のある場合のみ1者随意契約により行うとともに、1者随意契約とする場合は、その理由を見積徴収伺等に正確に記載することとした。 (消費者政策課)	措置済み
75-76		執行委託伺に記載した予算額では原則一般競争入札を執行すべきとの指摘を管財課から受けた後に予定価格を引き下げて随意契約により業者選定を行った事例がみられた。執行委託伺において想定していた価格があるにもかかわらず、合理的な理由なくその価格よりも低い価格を予定価格とすることにより簡便な手続をとることは差し控えるべきである。(指摘 11)	指摘の執行委託伺に記載した予算額は、積算額に端数があったことから切り上げた一方、予定価格は積算額に基づいた金額を記載したことが、指摘を受けることとなった要因である。 令和5年度以降、予算額について正確な記載をおこなうよう周知徹底を図るとともに、複数名で確認する等、課内でのチェック体制を強化した。 (消費者政策課)	措置済み
	ゼロカーボンシティ推進事業補助金			

78-79	「気候変動」×「防災」対応設備導入支援事業 (①ZEH補助事業)について	ZEH補助金制度の認知度を向上させるとともに、申請の要件や利便性、補助率及び補助額などについて消費者や事業者の意見を確認するなどして、より利用実績を高めるための取組を継続されたい。(意見23)	ZEH事業の普及啓発の事業化予算も含めて事業全体を令和3年度に見直し、令和4年度においては、ZEH補助金制度の相談窓口を県主催イベント等において連携し設置するなど、効果的かつ効率的な事業執行を行った。 その結果、令和5年度6月補正予算において、令和4年度までの国補助事業の県上乗せ補助事業から、県単独補助事業として再構築するとともに、環境省交付金を活用して予算規模を1億円とするなど大幅に拡充しており、多くの県民の皆様に活用いただけれるよう、ハウスメーカー等への制度説明の実施や県広報紙でのPRなど、更なる普及啓発を実施している。 (グリーン社会推進課脱炭素推進室)	措置済み
79	「気候変動」×「防災」対応設備導入支援事業 (②ZEB補助事業)について	県有施設のZEB化や民間事業者に対する支援策などを具体的に検討し、県内におけるZEBの普及に向け積極的な取組を推進されたい。(意見24)	県有施設のZEB化については、府内にZEB化検討チームを設置して検討した結果、県有施設初のZEB交番の整備事業を、警察本部と連携し実施している。 民間事業者に対する支援策については、県有施設のZEB化に合わせて普及啓発を実施するとともに、国の補助事業を周知するなど、引き続き県内におけるZEBの普及に向け積極的に取り組んで参る。 (グリーン社会推進課脱炭素推進室)	措置済み
81-82	未来へ繋ぐ地球温暖化対策推進事業 エコオフィス活動実績集計・分析システム保守業務について	エコオフィス活動実績集計・分析システム保守業務について、令和3年度においては年度当初に契約期間外となる期間が存在したが、システム保守等に関する業務は年度初めにシステム障害等が発生した場合でも直ちに対応する必要があるのであるから、委託期間の切れ目がなくなるように委託すべきである。(意見25)	システムの安定的な運用のため、令和5年度においては、前年度の契約期間の終期から切れ目なく委託契約を締結し、システム障害等が発生した際にも直ちに対応する体制を整えた。 (グリーン社会推進課)	措置済み
83-85	「自立・分散型電源」導入推進事業 令和3年度地域マイクログリッド導入に係る自治体の取組の手引き策定業務について	プロポーザル方式による募集を行う場合には、スケジュールに十分な期間を設けるとともに、参加資格を制限するような要件を排除し、十分な数の応募者が参加するような方法で実施すべきである。(意見3・再掲)	参加資格については、管財課に登録された業者を条件にすること、審査の事務の効率化を図ることができる。令和5年度以降にプロポーザル方式による募集を行う場合は、管財課の「公募型プロポーザル方式のフロー例」等を参考に十分な期間を設けることで、十分な数の応募者が参加できるよう実施する (グリーン社会推進課)	措置済み
87-88	自然エネルギー協働推進事業 地域循環を目指す「環境とビジネス」セミナー等運営業	地域循環を目指す「環境とビジネス」セミナー等運営業	令和5年度以降、同様のケースにおいては、連携事業とし	措置済み

	す「環境とビジネス」セミナー等運営業務について	務について、当該業務に関連する支出の一部が他の委託事業で経費計上されていた。このような予算の流用がなされると、事業実態と経費とが乖離することで、今後の同種事業の予算検討や事後的な検証において誤解を生じさせかねない。そこで、ある事業に要する費用を連携事業である別の事業から支出するような処理は、当該別の事業の実施としての実体を伴わない限り、行ってはならない。(指摘12)	ての実体を伴うかどうかを十分精査するとともに、検討状況が事後的に確認できる記録を作成・保管することとした。	
88-89	地域循環を目指す「環境とビジネス」セミナーチラシ印刷業務について	複数の連携事業に関してまとめて広報を行う場合、広報の一部が脱漏するおそれがあるため、各事業について広報すべき事項が過不足なく盛り込まれているか事前に十分に検証すべきである。(意見26)	令和5年度以降に複数の連携事業に関してまとめて広報を行う場合は、広報すべき事項が過不足なく盛り込まれているか、事前に十分な検証を行うこととした。	(グリーン社会推進課) 措置済み
自然エネルギー立県とくしま推進資金貸付事業				
91-92	自然エネルギー立県とくしま推進資金貸付事業について	自然エネルギー立県とくしま推進資金貸付事業については、資金を要する顧客側、資金貸付を行う金融機関側いずれにも不便で十分なメリットのないものとなっており、事業を継続すべきか否かについて、再検討を行うべきである。(意見27)	同様の融資制度を行っている企業支援課の融資制度に統合させ、顧客側・金融機関側いずれにもメリットがあるよう、融資金額の拡大及び利率の低減等の見直しを行い、令和5年度より、「GXとくしま推進資金」を新たに設置した。	(グリーン社会推進課) 措置済み
廃棄物適正処理総合強化推進事業				
112	産業廃棄物・特別管理産業廃棄物適正処理講習会事業について	支払を受けた委託料に余剰金が生じたときは返納する旨の条項がある委託契約については、経費の使途は十分に精査すべきである。精査にあたっては、支出に関する領収証等を確認するとともに、確認をした資料や経過、結果を記録するべきである。(意見15・再掲)	令和5年度以降の委託契約については、領収証等を確認し、経費の使途が適切であるか十分に検査した経過、結果を基に業務報告書を作成することとした。	(環境指導課) 措置済み
113	2R推進並びにリサイクルの拡大及び先進技術導入のための経営支援事業について	支払を受けた委託料に余剰金が生じたときは返納する旨の条項がある委託契約については、経費の使途は十分に精査すべきである。精査にあたっては、支出に関する領収証等を確認するとともに、確認をした資料や経過、結果を記録するべきである。(意見15・再掲)	令和5年度以降の委託契約については、領収証等を確認し、経費の使途が適切であるか十分に検査した経過、結果を基に業務報告書を作成することとした。	(環境指導課) 措置済み
113-114		2R推進並びにリサイクルの拡大及び先進技術導入のための経営支援事業については、委託先において自主的に行われるべき事業としての性格を有し、現に委託先において本委託事業として実施されている講習に係るすべての事務が遂行されている実態に鑑み、委託事業ではなく補助事業としたうえで、事業者や関連団体に対する支援の必要性などを考慮して、補助率や補助金額を検討すべきである。(意	補助事業とするか検討した結果、委託先の専門性・特殊性・独自性を踏まえ、県が本事業の実施主体として委託することで、本事業目的の達成が可能であり、このことが、県の産業廃棄物行政を推進していく上でも欠かせないと判断したため、令和5年度以降の本事業も補助事業ではなく、委託事業として実施することとした。	措置済み

		(環境指導課)	
114-115	見 2 8) 徳島県優良産業廃棄物処理業者の利用促進に係る広報運営事業について	公開情報の修正及び保守業務は、委託先のホームページ内に構築された認定業者名簿等の公開情報の修正や新規入力、保守を目的としているが、委託先からの完了報告のとおりホームページが更新されたことは確認できなかった。このような点も踏まえると、徳島県優良産業廃棄物処理業者の利用促進に係る広報運営事業については、優良産業廃棄物処理業者認定制度の説明や認定事業者の名簿が県のホームページ上で公開されていることに鑑みても必要性に疑義があるため、事業自体の廃止も含め事業のあり方について抜本的に検討されたい。(意見 2 9)	ご意見を参考にしながら、本事業のあり方について検討した結果、委託先は、優良産業廃棄物処理業者の認定を受ける上で受講が必須となる講習会も実施しており、さらに、認定業者についても熟知している。加えて、委託先には排出事業者から、適正な処理を行う業者を紹介して欲しい旨の問合せも多いことから、その機会を捉え優良業者の紹介を行っている。このようなことから、委託先に業務委託することにより、効果的かつ効率的な広報運営が可能であることから、同事業が必要であると判断したため、令和 5 年度以降も継続して事業を実施することとした。 (環境指導課)
希少野生生物を活かした地域の魅力発信事業			
121-122	令和 3 年度生物多様性リーダー養成業務について	1 者のみに見積書提出を依頼する場合、見積限度額を明示するとこれに近づけた見積書が提出されることで県の支出が不必要に増加する可能性があるため、特段の事情がない限り、見積書提出の依頼文書には見積限度額を記載しないようにすべきである。(意見 3 0)	令和 4 年度の委託契約については、見積限度額を記載せずに当該事業の見積依頼文書を作成した。 また、令和 5 年度以降も同様に実施する。 (グリーン社会推進課)
122		委託業務の一環として参加者から参加費を徴収していたが、参加費収入に関しては委託費の予定価格の積算において考慮された形跡もなく、委託先が作成した見積書にも記載がなかったことから、県の想定に反し、委託先は委託事業を遂行することで委託費とは別の収入を得ることとなつた事例がみられた。収入が予定される業務においては、収入金額を考慮して予定価格の積算及び見積内容の検討を行うべきである。(指摘 1 3)	令和 5 年度以降の委託契約については、予定価格の積算時に収入金額を考慮するとともに、委託業者からの見積書に収入内訳を記載させ、適切に見積金額に反映させることとした。 (グリーン社会推進課)
122-123		完了報告、収支の明細の確認にあたり、見積額との比較において一定程度の変更があった費目については、その原因等を調査し、その結果を記録すべきである。(意見 3 1)	令和 5 年度以降の委託契約については、完了報告の際、収支の明細と見積額で大幅な変更があった費目については、原因を調査し、結果を記録することとした。 (グリーン社会推進課)
123		委託契約時の仕様書や実施要領の作成にあたっては、委託先との認識の齟齬を回避し、また、完了報告時の検査や事後的な監査において委託業務の内容、カウント等に疑義が生じないような条項、記載となるように努めるべきである。(意見 3 2)	令和 5 年度以降の委託契約については、実施要領を詳細な内容に修正し、認識の齟齬が生じないよう努めることとした。 (グリーン社会推進課)
123-124	令和 3 年度希少野生生物生育・	1 者随意契約により業務を委託する場合は、最終的な経費の使途を受託者から報告させてその内容を検査すべきで	令和 5 年度以降の委託契約については、業務報告書を経費の内訳を記載する様式に変更することとした。

	生息状況等調査業務（哺乳類）について	あり、契約条項はそのような報告の要求及び検査が可能なものとすべきである。（意見33）	(グリーン社会推進課)	
124-125	令和3年度竹ヶ島海域公園自然再生協議会運営支援業務について	「受託が継続しているため内容に精通していること」を主要な理由として1者随意契約を行った事例がみられた。しかし、実際は単に同一者の受託が継続しているだけにすぎず、かかる理由で随意契約が継続されれば新規参入や競争性を確保する余地がなくなってしまい不当である。地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の随意契約（性質・目的が競争入札に適しないことを理由とする随意契約）の要件該当性の判断にあたり「受託が継続しているため内容に精通していること」を主要な理由とすることは差し控えるべきである。（指摘14）	令和4年度の委託契約については、県の業者選定基準に応じ、3者の見積合わせを行ったうえで、委託先を決定した。また、令和5年度以降の委託契約についても、県の業者選定基準に基づき、事業を適正に実施する。	措置済み
125	令和3年度希少植物保護事業について	見積りを徴収した2者の見積書には記載金額が税抜の金額か税込の金額であるかを示す記載がなく、見積書記載の金額は税抜と税込のいずれであるかという点についてどのような連絡がなされたか判然としない事例がみられたが、税抜と税込のいずれであるかが判然としない見積りの取得は、事後的に委託先の選定や委託金額の決定時に問題が生じるおそれがあり適当ではない。見積合わせにおいては、見積書の記載から税抜の金額であるか税込の金額であるかが明確になるように金額を記載させるべきである。そうしないのであれば、見積書記載の金額は税抜と税込のいずれであるかという点について各見積依頼先に確実に連絡を行うとともにその連絡に関する資料を保存すべきである。（指摘15）	意見を受けて以降、見積書の金額記載について、記載方法を示し、税抜の金額であるか税込の金額であるかを明確に記載するよう求めている。 また、記載が明確でない状態で提出された場合は、見積書記載の金額が税抜と税込のいずれであるか、見積依頼先に確実に連絡・確認を行い、その内容を記録、保存するとともに、正しく記載したもの再提出を求ることとした。	措置済み
125-126		決裁文書においては、少なくとも決裁の主要部分については手書きでの修正・加筆は避けるべきであり、仮にこれをする場合には、手書き部分に決裁者の押印を求めるなど、決裁前の修正・加筆であることが事後的に確認できるようにすべきである。（意見34）	意見を受け、関係規定等に基づいた適切な事務処理が行われるよう、監察局法制文書課長名で発出された通知「文書事務の適正な処理について」の趣旨の徹底を改めて所属職員全員に図るとともに、その後も継続して周知を行っている。 なお、令和4年度以降は電子決裁システムにより、回議中に修正・加筆の必要が生じた際には、その都度、担当者に立案の差し戻し等を行っており、修正・加筆後の立案に対し決裁を行っている。	措置済み
	「未来へつなぐとくしま生物多様性」活動推進事業			
128-129	令和3年度とくしま生物多様性活動推進協議会	県が属する団体に対して支出した負担金のほとんどが予備費に予算計上されたり大部分が使われないまま次年度繰越金となったりする事例がみられた。各種団体等に対する	令和5年度の負担金の支出については、年度内に具体的な経費に充てられるかについて、協議会の事業計画等の内容を十分精査した上で執行することとした。	措置済み

	負担金について	負担金の支出は、具体的な経費に充てられることを前提として行うべきであり、使途が定まっていないにもかかわらず安易に負担金を支出すべきではない。(指摘16)	また、令和6年度以降についても、同様に執行する。 (グリーン社会推進課)	
侵略的外来生物対策事業				
131	令和3年度徳島市加茂名地区・多家良地区アルゼンチンアリ生息調査業務について	県内唯一の業界団体であることを理由として1者随意契約が締結された事例がみられたが、県内唯一の業界団体との1者随意契約の締結は、業界団体の構成事業者による競争入札又は見積合わせでは不都合がある場合に限定すべきである。(指摘17)	令和5年度以降の委託契約については、県内唯一の業界団体であることを理由として1者随意契約を行わず、特段の理由がない限り、競争入札や見積合わせにより契約を行うこととした。 (グリーン社会推進課)	措置済み
131-132	令和3年度鳴門市板東地区アルゼンチンアリ生息調査業務について	県内唯一の業界団体であることを理由として1者随意契約が締結された事例がみられたが、県内唯一の業界団体との1者随意契約の締結は、業界団体の構成事業者による競争入札又は見積合わせでは不都合がある場合に限定すべきである。(指摘17・再掲)	令和5年度以降の委託契約については、県内唯一の業界団体であることを理由として1者随意契約を行わず、特段の理由がない限り、競争入札や見積合わせにより契約を行うこととした。 (グリーン社会推進課)	措置済み
132-134	令和3年度徳島アルゼンチンアリ対策協議会負担金について	県が属する団体に対して支出した負担金のほとんどが予備費に予算計上されたり大部分が使われないまま次年度繰越金となったりする事例がみられた。各種団体等に対する負担金の支出は、具体的な経費に充てられることを前提として行うべきであり、使途が定まっていないにもかかわらず安易に負担金を支出すべきではない。(指摘16・再掲)	令和5年度の負担金の支出については、年度内に具体的な経費に充てられるかについて、協議会の事業計画等の内容を十分精査した上で執行することとした。 また、令和6年度以降についても、同様に執行する。 (グリーン社会推進課)	措置済み
四国のみち維持管理事業				
138-139	四国のみち維持管理事業	四国のみちについては、県が主体となって、現況調査を行い、倒木や落石などにより通行の安全に支障をきたしている箇所については、速やかに、ルートの変更も含めた対処をすべきである。 また、今後の維持管理にあたり、通行に支障のある箇所などを把握する仕組みを確立するとともに、これに対処する体制を整備すべきである。 かかる維持管理体制の改善を踏まえ、現行の各市町村との随意契約によるべきか否かについて、その要件該当性も含め再検討を要する。(意見35)	令和3年度末に「四国のみち」全ルートの現状を把握するため、ウォーキング愛好家等のNPO法人による「基本調査」を実施し、令和4年度には、基本調査結果に基づき、倒木処理による不通区間の解消や案内板・標識の修繕に取り組んだ。 また、令和5年度より、自然公園監視団体等NPO法人と連携した「四国のみち」モニタリング事業による現状把握の体制整備に取組むとともに、「四国のみち」魅力向上協議会等と連携しながら、今後の維持管理のあり方について検討する。 なお、令和5年度の随意契約にかかる理由については再検討を行った上で適切に執行している。 (グリーン社会推進課)	措置済み
鳴門公園施設老朽化等対策事業				
141	令和3年度鳴門	委託を予定している複数の業務について、別々の業者に	令和5年度以降の委託契約については、複数の業務を別々	措置済み

	公園第4駐車場仮設トイレ設置撤去業務について	履行させることができないのであれば、これら複数の業務は一括して入札又は見積合せに付すべきである。(意見36)	の業者に履行させることができない場合は、一括して入札又は見積合せにより実施することとした。 (グリーン社会推進課)	
141		性質又は目的が競争入札に適しないことを理由として1者随意契約を締結する場合には、他の業者では履行が本当に不可能なものであるかどうか、十分に検討を行うべきである。(意見10・再掲)	令和5年度以降の委託契約については、「随意契約ガイドライン」に基づき、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号に該当するか十分に検討を行うとともに、1者随意契約とする場合は、その理由を見積徴収伺等に詳細に記載することとした。 (グリーン社会推進課)	措置済み
141-142	R3グリ 徳島県橋梁点検(跨道橋)委託業務について	分割可能な業務について1者随意契約を締結する場合は、1者随意契約の対象とする業務は必要最小限の部分に限るべきである。(意見4・再掲)	令和5年度以降の委託契約については、分割可能な業務について1者随意契約を締結する必要がある場合は、1者随意契約の対象とする業務の内容を精査し、必要最小限の部分に限ることとした。 (グリーン社会推進課)	措置済み
142-143		R3グリ 徳島県橋梁点検(跨道橋)委託業務において、点検業務が再委託されていた。委託契約においては、県の定めた基準のとおり、主たる部分の再委託を承諾してはならない。(指摘18)	令和5年度以降の委託契約については、業務の内容に応じて分割して発注することで、主たる部分の再委託が生じないようにすることとした。 (グリーン社会推進課)	措置済み
143-144		委託契約が締結された後、他工事との日程調整の都合により作業日数が増加したという委託先の都合により、委託額が増額変更された事例がみられた。委託契約の増額変更については、契約内容に変更がある場合に行うべきものであり、委託先の事情にあわせて安易に行うべきではない。(指摘19)	令和5年度以降の委託契約については、委託契約の費用が増加する場合はその理由を精査し、委託先の責に帰する場合は増額変更しないことを改めて徹底した。 (グリーン社会推進課)	措置済み
	剣山等施設整備事業			
145-146	R3グリ 剑山国定公園三・東祖谷菅生三嶺避難小屋調査設計業務について	変更契約書において「変更設計図書は、別紙のとおり」と規定する以上は、その変更設計図書は容易に特定できるようにしておくべきである。(意見37)	令和5年度以降、同様のケースにおいては、変更内容や変更理由を明らかにする書類を変更契約書と併せて綴ることとし、容易に特定できるよう対応した。 (グリーン社会推進課)	措置済み
	佐那河内いきものふれあいの里管理運営事業			
147-148	佐那河内いきものふれあいの里管理運営事業について	指定管理者の募集にあたって少数の者からしか応募がないことが予測される場合は、可能な限り多数の者が応募できるような資格要件等を設定して募集を行うべきである。(意見38)	次回の指定管理者の公募は令和9年度に実施予定であるが、公募に当たっては、人事課が作成している「指定管理者制度に係る運用マニュアル」に則り、原則として「県内に主たる事務所（本社又は本店等）を置く法人等（複数の事業者によ	措置済み

			るグループを含む)」とする。また、引き続き、県外企業が県内企業と共同（県内企業が主たる役割を担う場合）して応募することは可能とする等、多数の者が応募できる募集方法とする。 (グリーン社会推進課)	
151	産学官、あるいは産学民官連携による環境研究の推進 産学官、あるいは産学民官連携による環境研究の推進事業について	ゼロ予算事業（予算を伴わない事業）においてファイル等の記録が残っていない状況や資料が分散して把握困難となっている状況が確認されたが、事業の効率性、効果などの評価・検証の必要性は予算の伴う事業と変わりない。そこで、ゼロ予算事業においても、予算を伴う事業同様、事業の進捗状況を管理し、事後的な監査が実施できる程度に整理された活動内容の記録を残すべきである。（意見20・再掲）	令和5年3月に令和4年度の事業の記録をファイルに保管して、事業の進捗状況を整理した。 また、令和5年度以降も同様に実施する。 (グリーン社会推進課)	措置済み
151-152	産学官、あるいは産学民官連携による環境研究の推進について 産学官、あるいは産学民官連携による環境研究の推進については、環境基本計画で特に重点的に推進する取組と謳った趣旨に沿って適切な内容・規模の活動を実施するため、予算確保の要否も含め、全般的な見直しをする。（意見39）	産学官、あるいは産学民官連携による環境研究の推進については、特に重点的に推進する取組であるという認識の下、令和5年度に見直し内容について検討する。	(グリーン社会推進課)	措置予定

II 環境指標に対する監査の結果・意見

報告書 ページ	項目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置 等	措置状況
153-154	環境指標の設定・変更 第2次徳島県環境基本計画における環境指標の点検・評価の結果	基本計画における環境指標の目標については、十分な点検・評価を行い、その結果を適時公表するとともに次の環境基本計画にもつなげるようにする必要がある。 現在の第3次基本計画は令和5年度までのものであり、その後、新たな基本計画に移行するものと思われる。第3次基本計画の終了にあたり、指標の達成状況、重点取組ほか基本計画に関連した事業の進捗などを確認する必要がある。継続中の事業や未達成の指標については第4次基本計画へ引き継ぐか否かを検討し、その理由や結果も含め第3次基本計画を総括し、これを公表することが望ましい。（意見40）	現行計画の指標については、直近の実績（令和4年度）を収集中であり、令和5年度中の次期計画策定業務にあたり、指標の達成状況を踏まえ、次期計画への引き継ぎ項目を検討し、結果については徳島県環境審議会等において報告の上、公表する。（令和5年12月予定） (グリーン社会推進課)	措置中

154-155	当初目標値が基本計画策定時にはすでに達成済みと思われる環境指標	目標値が基本計画策定時にはすでに達成済みと思われる環境指標がみられたことから、環境指標における目標値の設定にあたっては、十分な現状分析を行い、現状を前提とした適切な目標値を設定すべきである。(意見41)	令和5年度に策定する次期計画における目標値の設定に際しては、指標の達成状況を踏まえ、現状を前提とした数値設定を行う (グリーン社会推進課)	措置中
155-156	目標年度が計画期間以降である環境指標	一部の環境指標については2035年度などの計画期間後の時点が目標年度として設定されているところであるが、環境指標における目標年度は、計画期間内の年度を設定すべきである。(意見42)	令和5年度に策定する次期計画において、計画期間後の時点が目標年度となった場合においても、計画期間内の年度における進捗状況を管理するとともに、別途年度内の目標を定めるなど、P D C Aサイクルによる進行管理ができるよう工夫する。 (グリーン社会推進課)	措置中
環境指標実現のための取組				
157-158	指標2-5 プラスチックごみの資源循環に積極的に取り組む市町村数	プラスチックごみの資源循環への積極的取組を市町村に求める施策については、令和3年度においても、プラスチックごみの資源循環に積極的に取り組む市町村数に係る指標を未達成の3市町から現状や課題を確認するなどして同指標について目標を達成できるよう取り組むべきであった。(意見43)	令和4年6月に未達成の3市町に対して個別に現状や課題を確認し、各市町がプラスチックごみ資源循環に積極的に取り組まれることを確認した。さらに、当該3市町については、令和4年度中に目標を達成している。 (環境指導課)	措置済み
158		プラスチックの資源循環促進については、次期の基本計画にもプラスチックの資源循環促進に係る指標を設定するなどして、県独自の施策や県内市町村への必要な技術的援助、働きかけなどに積極的に取り組まれたい。(意見44)	令和5年5月に各市町村に対しアンケート調査を行い、プラスチックの資源循環促進における現状や課題を抽出したほか、6月には全国での先進事例を紹介した。また、7月には国に対して市町村向けの研修会を開催するよう要望するなど、積極的な働きかけを行った。 また、令和5年7月に飲料メーカーとの間で「ペットボトルの資源循環水平リサイクルの推進に関する協定」を締結し、県民への普及啓発を通じて、市町村が実施する資源循環水平リサイクルの促進に取り組んでいる (グリーン社会推進課・環境指導課)	措置済み
159	指標4-1 水質環境基準の達成率(河川・海域)	水質環境基準の達成のため、次期の基本計画にも水質環境基準に関連する指標を設定するなどして、水質に係る指標の悪化傾向にある河川の流域地域などに対し、重点的な調査や指導、啓発活動を実施するなど、より具体的、積極的な取組を行われたい。(意見45)	監視対象である河川の流域地域において、水質改善対策会議の参加及び水質調査や小学生を対象とした水質汚濁に係る啓発活動等の取組みを行っていたが、ご意見を踏まえ、令和5年度から、より積極的な啓発活動として、県民を対象とした環境フィールドワーク(干潟観察会、ビーチコーミングなど)を実施した。 (環境管理課)	措置済み
160-161	指標4-8 一般廃棄物の県民1人1日あたり	3Rに関する県民向けの事業としては、普及啓発のみならず、県民が環境に配慮した行動によるメリットを身近に感じることのできるようにし、具体的な消費活動、生活ス	県民がメリットを感じられる施策としては、平成12年から「とくしま環境県民会議表彰」制度により、3R活動はもとより、環境の保全及び創造のための活動を行っている個人	措置済み

ごみ排出量（g／人日）	タイルの変化につながりやすい施策を取り入れるなどの方策を積極的に検討されたい。（意見46）	や団体に対して表彰をしている。令和5年7月には15件（個人5名、団体10名）を表彰し、その取組を推進した。 また、環境指標の目標値達成に向け、令和5年7月には、目標値を達成している市町村の効果的な取組について調査し、その内容を他の市町村に紹介した。 (グリーン社会推進課・環境指導課)
-------------	---	--

III その他基本計画全般に対する監査の結果・意見

報告書 ページ	項目	指 摘 及 び 意 見	講 じ た 措 置 等	措置状況
162-163	計画の進捗管理について	基本計画に基づき設置された徳島県環境対策推進本部の活動は不十分であり、基本計画内でうたわれている部局横断組織による計画の点検・評価（P D C Aサイクル）を実行するため、徳島県環境対策推進本部の運営やその活動内容について見直すべきである。（意見47）	令和5年度は、現行の第3次環境基本計画の終期であることから、徳島県環境対策推進本部を開催し、第3期の進捗管理に加え、次期計画策定についての協議を行うとともに、今後の運営やその活動方法については、組織や人員体制等、より実務的な運営及び機動的な活動が可能となるよう見直す。 (グリーン社会推進課)	措置予定
163		現状では基本計画に関わる事業の進捗状況を一元的に管理できる体制となっていないことから、基本計画を所管するグリーン社会推進課においては、同計画に関する事業について、指標に関連するか否かに関わらず、一覧表を作成するなどして一元的に進捗状況を管理すべきである。（意見48）	令和5年度に上位計画である行動計画の指標をベースに、環境基本計画に関する事業について、一覧表を作成し、進捗状況を管理する。 (グリーン社会推進課)	措置済み